

秋田県公安委員会規則第8号

警備業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年4月25日

秋田県公安委員会委員長 遠藤 優子

警備業法施行細則の一部を改正する規則

警備業法施行細則（平成6年秋田県公安委員会規則第6号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
略 (護身用具の携帯の禁止及び制限)	略 (護身用具の携帯の禁止及び制限)
第2条	第2条
1 略	1 略
2 警備業者及び警備員は、部隊を編成する <u>など</u> 集団の力を用いて警備業務を行う場合は、警戒棒及び警戒じょうを携帯してはならない。ただし、 <u>競輪場等の公営競技場</u>	2 警備業者及び警備員は、部隊を編成する <u>等</u> 集団の力を用いて警備業務を行う場合は、警戒棒及び警戒じょうを携帯してはならない。ただし、 <u>モーターボート競走法施行規則（昭和26年運輸省令第59号）第1条第2項に規定する場外発売場、競馬法施行令（昭和23年政令第242号）第2条第1項に規定する場外設備及び自転車競技法（昭和23年法律第209号）第4条第3項に規定する場外車券売場</u> で警備業務を行う場合において <u>は、警戒棒を携帯することができる。</u>
3 略	3 略
略	略

附 則

この規則は、令和6年5月1日から施行する。

警備業法施行細則の一部を改正する規則案要綱

1 理由

「警備員等の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する都道府県公安委員会規則の基準について」（平成21年3月26日付け警察庁乙生発第3号）が改正されたことに伴い、所要の規定を整備する必要がある。

2 内容

- (1) モーターボート競争法施行規則、競馬法施行令、自転車競技法等の根拠法条が変更となっていることから、警察庁と同じ「競輪場等」に改める。（第2条第2項関係）
- (2) その他所要の整備を行うこととする。

3 施行期日

この規則は、令和6年5月1日から施行することとする。